

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

防火 管理者

防災

住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は _____ の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1 ^{※1}	() 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受 付 欄 ^{※2}	経 過 欄 ^{※2}		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

消防計画

（目的）

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項に基づき、
（以下「当該事業所」という。）の防火管理業務等についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- （1）当該事業所に勤務し、出入りする全ての者
 - （2）防火管理業務を受託している者
- 2 管理権原の及ぶ範囲は、当該事業所部分において、この計画を適用するものである。

（管理権原者）

第3条 管理権原者は、当該事業所の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、防災センターまたは指揮本部を中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

（防火管理者）

第4条 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示と当該消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - （1）消防計画の作成及び変更
 - （2）自衛消防の組織に係る事項
 - （3）消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
 - （4）避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - （5）火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - （6）防火対象物の法定点検（防火対象物点検）の立会い
 - （7）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - （8）改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - （9）火気の使用、取扱いの指導、監督
 - （10）収容人員の適正管理
 - （11）従業員に対する防災教育の実施
 - （12）防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
 - （13）管理権原者への提案や報告
 - （14）放火防止対策の推進
 - （15）災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要な情報集約

(防火管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

- 第5条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。
- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
 - 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成(変更)届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。
 - A 管理権原者または防火管理者の変更
 - I 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更
 - U 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造に関する事項の変更
 - E 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3) 消防訓練実施の通報
第45条による。
- (4) 禁止行為の解除承認申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をしたのち申請すること。
- (5) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- (6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること。(防火対象物全体で報告する際は必要なし)
- (7) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して防火管理維持台帳に編さんし、保管する。

(防火管理委員会)

第8条 防火管理者を補完し、防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会を置き、次の業務を行う。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表1のとおりとする。

- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。
- 4 会議は、 月、 月の年 回行い、次の場合は、臨時に開催する。
 - (1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時
 - (2) 防火管理者等からの報告、提案により、管理権原者が会議をする必要があると認めたとき
- 5 会議の主な審議事項
 - (1) 消防計画の変更に関すること。
 - (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (3) 自衛消防の組織及び装備に関すること。
 - (4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。
 - (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
 - (6) 防火管理上必要な教育に関すること。

(予防管理組織)

第9条 予防管理組織とは、災害被害の予防的活動を行う組織と自主点検・検査をするための組織とする。

(予防的活動のための組織)

第10条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火管理者のもとに、防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表2のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第11条 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐
- (3) その他、防火管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く）

(火元責任者の業務)

第12条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の日常の火気管理（喫煙の管理も含む。）に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。
- (5) 防火担当責任者を補佐すること。

(自主点検・検査のための組織)

第13条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、別表3、別表4により、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表5のとおり定める。

(自主点検・検査の実施)

第14条 建物等の自主点検・検査は、別表5で定める各点検・検査員が確認するものとし、年2回（ 月、 月）とする。
2 消防用設備等・特殊消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検・検査を実施し、年2回（ 月、 月）、別表5で定める各点検・検査員が確認する。

(防火対象物の法定点検(防火対象物点検)等)

第15条 防火対象物の法定点検(防火対象物点検)は、点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第16条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第17条 自主点検・検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

点検検査結果については、防火管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

第18条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(従業員等の守るべき事項)

第19条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

3 喫煙は、指定された場所で行う。

4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(営業時間外における対応)

第20条 営業時間外については、警備員等は、定時に巡回する等、防火上の安全を確認する。

(工事中の安全対策)

第21条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を消防機関に届け出る。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

(1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。

(2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(6) その他防火管理者の指示すること。

(定員の管理)

第22条 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。

- (1) 定員を超えた客の入場をさせない。
- (2) 避難通路に客を收容しない。
- (3) 出入口や切符売場の見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。

(避難経路図の掲出)

第23条 館内の見やすい場所に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出する。

(火気の使用制限等)

第24条 防火管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

- (1) 喫煙場所の指定
防火管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。
- (2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定
使用禁止場所は、とする。

(臨時の火気使用等)

第25条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第26条 防火管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路等避難施設の機能保持
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品をおかないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持
 - ア 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(放火防止対策)

第27条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。

- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の従業員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者及び最後に退社する者は、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 休日や夜間の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

(自衛消防の組織の編成等)

第28条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防の組織を編成する。

2 自衛消防の組織及び任務分担は、別表6及び別表7のとおりとする。

(自衛消防の組織の装備等)

第29条 自衛消防の組織の装備は、次のとおりとする。

(1) 本部隊

- ア ヘルメット
- イ 携帯ラジオ
- ウ 懐中電灯(乾電池を含む)
- エ 医薬品(包帯、三角巾、消毒薬、胃腸薬等)
- オ 携帯用拡声器
- カ 警笛
- キ 消火器
- ク ロープ
- ケ 情報伝達器具(トランシーバー)

(2) 地区隊

- ア 通報連絡担当
 - (ア) 消防計画
 - (イ) フロア図面
 - (ウ) 非常通報連絡先一覧表
 - (エ) 名簿(自衛消防要員)
 - (オ) 携帯用拡声器
 - (カ) 照明器具(懐中電灯)
 - (キ) 情報伝達器具(トランシーバー)
- イ 消火担当
 - (ア) 消火器
 - (イ) 防水シート
- ウ 避難誘導担当
 - (ア) マスターキー
 - (イ) 携帯用拡声器
 - (ウ) 照明器具(懐中電灯)
 - (エ) ロープ
 - (オ) 誘導標識(案内旗)
- エ 応急救護担当
 - (ア) 応急医薬品
 - (イ) 受傷者記録用紙

2 装備品の管理は、次のとおりとする。

- (1) 本部隊の装備品については、に保管、管理するものとする。
- (2) 地区隊の装備品については、に保管、管理するものとする。

(休日、夜間の火災予防管理)

第30条 休日、夜間等従業員の数が著しく少なくなる時間帯においては、あらかじめ巡回者及び巡回範囲を定め、火災予防上の安全確保に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第31条 休日、夜間等従業員の少ない時間帯における自衛消防活動は、第28条で定める任務分担に基づき、在館する隊員が次の措置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への連絡

(震災事前措置)

第32条 地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行うことを努める。

- (1) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散、倒壊を防止措置すること。
- (2) 事務室等の棚、備品、器具、什器、物品等の転倒、落下の防止措置をすること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の作動状況検査を行うこと。
- (5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第33条 警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、別表6及び別表7に定める任務を遂行しなければならない。

(従業員に対する警戒宣言発令の伝達等)

第34条 警戒宣言が発令された場合は、従業員に対して、放送設備を使用して速やかに伝達する。

2 自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置につかせる。

(在館者に対する警戒宣言発令の伝達)

第35条 在館者に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した後、放送設備により行わなければならない。

(誘導案内)

第36条 避難誘導班は、携帯拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、適切な誘導、案内により混乱防止を図らなければならない。

2 避難誘導は、混乱の防止を図るため、避難階に近い階層から順次実施しなければならない。

(火気使用の中止等)

第37条 警戒宣言が発令されたときは、禁煙とし、火気使用設備・器具の使用も原則として中止する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後に、消火体制を講じたうえで最小限の使用とする。

2 危険物の取扱いは直ちに中止する。

なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等の対策を講じるものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付き以外のものは、運転を停止するものとする。

(従業員が行う被害軽減措置)

第38条 警戒宣言が発令された場合、従業員は、地震による被害を軽減するために、次の各号に定める措置を行うよう努める。

- (1) 照明器具(吊り下げ式)等の固定
- (2) 事務機器の転倒、落下防止
- (3) 窓ガラス等の破損、散乱防止
- (4) 避難通路の確保、非常口の開放等
- (5) 初期消火用の水の確保
- (6) 非常持出品の準備

(震災時の初期対応)

第39条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の初期対応を行わなければならない。

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、地区隊通報連絡班に報告すること。
- (2) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行うこと。
- (3) 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は地区隊通報連絡に連絡すること。
- (4) 防火担当責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を地区隊通報連絡に報告すること。なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。
- (5) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (6) 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

(地震時の活動)

第40条 地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等による地震情報の収集を行い、周辺の状態を把握すること。

(2) 救出・救護

ア 救出救護については、応急救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、応急救護所及び医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

(3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱回りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 在館者を避難場所まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明をすること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しながら誘導すること。

オ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

キ 避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うものとする。

(4) 避難路の確保

安全防護班は、避難者の安全を確保するために、避難通路に落下、転倒及び倒壊した物品の除去を行うこと。

(管理権原者の教育)

第41条 管理権原者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火関連行事に定期的かつ積極的に参加する。

3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。

4 管理権原者は、防火管理者、地区隊長等と定期的に情報交換を行う。

(防火管理者等の教育)

第42条 防火管理者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防火管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。

3 防火管理者は、防火に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を随時開催する。

(従業員の教育)

第43条 防災教育は、毎日の朝礼時又は就業時に実施するほか次表の区分に従い計画事項、計画内容及び実施回数を定める。

計画事項	計 画 内 容	実施回数
従業員に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 その他火災予防上必要な事項(火災予防及び消火に関する実務知識)	年2回以上
新任者に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 安全な作業に関する基本的事項 5 消防計画の周知徹底 6 その他火災予防上必要な事項(火災の現象、消火器の原理、避難の要領等)	採用時1回

(消防訓練の種別等)

第44条 防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実施するものとする。

訓練の種別	実施時期
消 火 訓 練	月 月
通 報 訓 練	月 月
避 難 訓 練	月 月
総 合 訓 練	月 月

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

(消防機関への通報)

第45条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

2 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び次回に実施する自衛消防訓練に反映させるよう努める。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。